

平成 31 年 1 月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成 31 年 1 月 8 日（火）
- 2 場 所 市役所南別館 3 階委員会室
- 3 開始時間 午後 1 時 30 分
- 4 終了時間 午後 4 時 30 分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、濱田委員、岡村委員

その他の出席者

栗山教育部長、前村学校教育課長、新宮生涯学習課長、田畑スポーツ振興課長、柚井スポーツ振興課主幹、後藤美術館長、江藤教育総務課長、岡田教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、平田教育総務課主査

6 会議録署名委員

濱田委員、岡村委員

7 開 会

○教育長

それでは改めまして、明けましておめでとうございます。本年、始まりまして、新年あけまして、ご家族そろって輝かしい新年を迎えられたことと思います。

ただいまから 1 月の定例教育委員会を開催いたします。本日の委員会の終了時間は、16 時を予定しております。皆様方のご協力をお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

○教育長

それでは、前会議録の承認をお願いしたいと思います。皆様のお手元に平成 30 年 12 月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、会議録署名委員でありました赤松委員、濱田委員に署名をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議録の署名委員について、でございます。都城市教育委員会会議に関する規則第 15 条の規定により、濱田委員、岡村委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

9 教育長報告

○教育長

それでは、早速、教育長報告をさせていただきますと思います。

本日の教育長報告は、お配りしておりましたレジメに従って説明させていただきますが、大きく分けて 3 点あります。

1 点目が 12 月議会の一般質問からどのような質問がきて、お答えをしたかということにつきまして、お話をしたいと思います。2 点目が、生徒指導の状況につきまして、本日配布の資料でございますのでよろしくお願いいたします。そして、3 点目が、協議事項としまして 2 つ。1 つが総合教育会議について、これは事務局から資料が届くと思います。そして、2 点目に 2019 年都城市の学校教育・生涯学習の課題という形でお答えしたいと思っております。

では最初に、12 月議会の一般質問からでございますが、アからキまでの区分にそれぞれ質問者で分けております。

まず、永田照明議員からですが、政府が提唱しておりますユニバーサルデザイン 2020 という行動計画があるのですが、そこに心のバリアフリーというものがある。今後、その取り組みについて聞かれました。

現在も多くの学校で交流が盛んであるということを前提にしておりますが、これからも特別支援学校や特別支援学級との交流をさらに推進していくよう、学校に指導していくというお答えをしております。

そして、イでございますが、小学校フッ化物洗口事業について、岩元弘樹議員からのご質問でしたが、岩元議員自身のお考えは、フッ化物についてはさほど問題視されてなく、学校でやることの意義ということについてのお伺いございました。

そういう中で、他の自治体の統計で、フッ化物洗口の開始時期が早いほど、一人平均のむし歯数の増加量が少なくなっているという統計が出ております。ですので、これにつきましては、集団でやる意義もある程度認められるのではないかと考えております。

なお、平成 29 年度実施できなかった学校、つまりは、3 分の 2 以上の賛同が得られなかった学校につきましてのご質問がありました。

今年度再度説明会を行っております。今後、フッ化物洗口事業実施に関する検討会がございますが、これでご意見をいただきながら、方向性を決めていきたいと考えております。

ウでございます。いじめの認知件数及び対応についてということで、中村千佐江議員からのご質問ございました。

これにつきましては、文部科学省が調べました統計が出てまいりました。いじめの認知件数が全国で最も多い県になっているのが宮崎県でございます。これにつきましては、また後で、私自身の課題と展望の中でも出しておきますので、そちらのほうで詳しくはお話しますが、いじめが最も多い県というわけではないというご説明をしています。きめ細かに、いじめやいじめにつながる事情を把握するように努めているあらわれだと考えていると、お答えしております。

エでございます。2 巡目宮崎国体で、本市で開催を希望する競技について、上坂月夫議員からの質問がございました。

開催希望の競技団体は、陸上、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、サッカー、卓球、アマチュア自転車の 7 競技でございました。なお、弓道のまちである都城ですので、弓道はやらないのかというのがあるのですが、実は、弓道競技自体、都城市の弓道連盟が希望しませんでした。ですので、こちらとしても手を挙げることができなかったということでございます。この 7 つの競技がすべて選ばれるわけではなく、また、これから選考されていくということでございます。

オでございます。県立高等学校教育整備計画の中で、これは昨年県が出したものです。平成 32 年度に、北諸から 1 クラス減少するというところについてのご質問を、山内いっとく議員からいただきました。この計画の中で、県教委は、県立全日制高校全体で、平成 34 年度までに 14 学級ほど減るのではないかと、これは全体の児童数、生徒数を見たときに、そういうような予測をしているということでございます。この減る 14 学級のうち、1 学級を北諸地区からという現在の予測であって、具体的には何も決まっていない状況であるという答えをいたしました。最終的な募集等につきましては、前年度に確定し、公表することとなっておりますということでございます。今のところ、子どもの数が減少することとは、あまりないですので、ある程度のクラスは維持できるかもしれませんが、まずこれは県立の話なので、私立もあります。いろいろな要素が絡んでくるとは思いますので、あとは子どもたちが行きたい進路にきちんと保障ができるということのほうが大切ではないかと考えております。

カでございます。台風 24 号の小・中学校への被害について。これは、福島勝郎議員が質問されたことですが、すけれども、大きく 3 点があります。山之口小学校の法面崩壊、そして、石山小学校の竹林が倒れたことによる電気柵の被害、高崎小学校の雨水流入によるエレベーター故障、この 3 つが大きなものでございました。ほかには、シンボルとなっていた木が倒れたりとか、一部が倒壊したりとかいうのはありましたけれども、それにつきましてはほとんどの学校で木の損害はあったところです。

キでございます。都城市の読書環境及び学力向上関連施策について、森りえ議員から質問がありました。

中学校への図書館サポーターの配置について、今、現在は県の事業で図書館サポーター、私たちが都城市で言っているような方がいらっしゃいます。4 校まとめてみていらっしゃるのですが、これも、これが 2 カ所、

2 ブロックで今行われています。今後の状況はちょっとわからないのですが、どうも県は引き上げたいと思っているようでございます。その後をどうにかして、読書離れをなるべく少なくするための方策を考えなければならぬと思っています。

また、小中一貫学力向上指定研究事業及び小学校学力向上対策事業ともに、良い結果が出ているということでございます。良い結果というのは、点数的にもそうなのですが、授業態度とか、授業意欲という面での効果が表れていると思いますので、その点については今後も頑張っていきたいと思っていますところ。

では続きまして、生徒指導の状況について、ご説明しますが、今のところまでで質問よろしいでしょうか。

では生徒指導の状況につきましてです。

11 月中までのデータでございます。非行等問題行動が、小学校 2 件、中学校 1 件出てきております。小学校 2 件というのは、児童間のいざこざがありまして、暴力事件に発展してしまったというのがあります。それから、屋上へ侵入してしまった子どもたちがいたということです。それから、中学校でございますけれども、性的な問題も絡む生徒指導上の問題が発生しておりまして、これについて対応しているところでございます。一応、和解はしているのですが、今後生徒の観察等も含めた上で、今、注視をしているところでございます。

続きまして、不登校です。不登校傾向でございますけれども、これは 4 月から 11 月までのものでございます。小学校 42 名、継続が 10 名、新規が 32 名ということで、新規が随分ふえてまいりました。中学校は、継続が 61 名、新規が 76 名、合計 137 名ということでございます。中学校でいきますと、昨年と比べて大体同じような数字でできてしまっているということでございます。何とか減らしていきたいと思いますが、大規模校で結構減ってきている学校もございます。そういう学校につきまして、周知をしていきたいと思っています。

続いて、いじめについてでございます。いじめについては、11 月まででございますが、いじめの件数が小学校 938 件、中学校 64 件という形になっております。解消率が、小学校が 98.9%、中学校が 95.5%となっております。これは、各学校が調査した数でございます。調査の方法は各学校によってばらばらでございます。

そこで、次の取り扱い注意の、円グラフになっているところを見ていただきたいと思います。ここで、学校におけるいじめの実態調査ということで、県が調査したのがあります。この調査期間は、今年の 10 月上旬から 11 月下旬でございます。調査方法は、県教委が作成した無記名のアンケートによって、調査対象は、都城市内の小・中学校 55 校すべてです。回答者数ですが、小学校が 9,518 名、中学校が 4,199 名、計 13,717 名全員にとったものでございます。それを見ますと、今の学年になって、いじめられたことがありますかということで、いじめを受けたという子が小学校は 17%、中学校が 5%ほど上がっております。先ほどのペーパーに戻っていただきますと、四角囲みの中の、別紙資料 1 となっているところですが、今の学年になっていじめられたことがありますかに対して、県の実態調査は、先ほど言いましたように、小学校が 17%、中学校が 5%ということになりますが、学校のいじめアンケート等がいじめの認知件数を調べたところ、小学校が 11 月末で 1,574 件、中学校が 131 件になっておりますので、これを全体の比で割りますと、小学校は 16%、中学校が 3%、大体近い数字になっていると思います。

続いて、円グラフのところに戻っていただくと、どんないじめを受けましたかということになりますと、ひやかし、仲間はずれで半数以上になってしまうということです。あと、ぶつかる、蹴るという物理的なもの、ひどくたたく、蹴るというものも小学校では見受けられます。誰に相談しましたかということですが、保護者、家族と学校の先生が大体半々ぐらい。小学校では 39%と 39%、中学校では、学校の先生が 38%、保護者や家族が 30%、このような数字になっております。

問題は次なのです。「今もいじめは続いていますか」ということにつきまして、「今も続いている」と答えた子どもたちが、小学校では 28%、中学校でも 25%。そこで、最初のペーパーに戻っていただきますと、

別紙資料 5 と書いてある部分です。今もいじめは続いていますかに関して、県のいじめ調査では、続いていないと言った子どもたち、これは引き算ですから、小学校は 72%、中学校は 75%、学校のいじめアンケート解消率では、小学校は先ほど言いました約 99%、中学校は 96% という数字があると思います。この差は、どう考えても開きすぎていると判断いたしました。

学校が行ういじめアンケートで認知されていない事案がある可能性がある。学校が解消したと判断した事案にかかわらず、本人はそう思っていないという事案がまだあるのではないかと。あるいは、いじめが続いている事案がそこに潜んでいるのではないかとということで、これを大きく、市教育委員会としては重く受け止めたいと思っております。

ひとつは、県のいじめアンケート調査の目的は、無記名で行うこと、いじめの認知漏れを防ぐとともに、今後のいじめアンケートの実施や個別の教育相談等の対象の対応を実現することでありました。その目的を踏まえ、今後とも校長会、生徒指導主事の先生方の集まり、そういうところに研修で積極的にこの数字を出していき、いじめの積極的な認知度、解決に向けた丁寧な取り組みをお願いしたいと考えております。20% 以上の開きがあるということを肝に据えて、対応していただかないと、と思っております。

では続きまして、もう一枚、スマホについての状況が出ております。これにつきましては、持っている数がふえているという、全体のことが言っています。小学校が持っているのが 36% に上がっております。中学校では 58%、半分以上がスマホを持っている状況です。そういう中で、どういう指導をしていかなければならないかということについて、また学校と一緒に考えていきたいと思っております。

では、最初のペーパーに戻っていただいて、裏面になると思います。交通事故につきまして、でございますが、小学校 2 件、中学校 1 件、合計 3 件でございますが、どれも軽微な形でございました。

それから、不審者、声かけ事案、小学校 2 件、中学校 0 件ということでございました。

その他でございますが、学級がうまく機能していない状況につきましては、前回と同じく、小学校が 3 校上がってきております。これにつきましても、教育委員会も手をうったり、指導主事を派遣したりしているところですけども、なかなかということでございます。また詳しくは、個別に対応いたしますので、お聞きください。よろしくお願いいたします。

では、3 番目にいってよろしいでしょうか。

今のところについては、何かご質問はありますでしょうか。

○赤松委員

6 番の学級がうまく機能していないところの中で、一番深刻なのは、これに書いてあるものですね。

○教育長

生徒指導が大変になりますと、先生方の仕事は当然、増えるわけなので、なかなか大変な状況で、色々な方がこのクラスに入っていく、対応していただいているところなんですけれども、これによって学校がうまく、全体が機能しなくなってしまう懸念があります。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、続きまして、協議事項といたしまして、1 点目、総合教育会議につきまして、事務局から最初はお願いたします。

○教育総務課主幹

資料をお配りしておりますが、平成 30 年度第 2 回総合教育会議についてという 1 枚紙になります。前回の定例教育委員会で日程につきましては、既にご説明しましたが、これまでの経緯につきましてはここに書いてあるとおりですので、お伝えします。

2 月 13 日、13 時半から 15 時までの予定で開催の予定となっております。テーマにつきましては、まだ本決まりではなくて、調整中という段階ですが、今のところ 2 つを考えております。

1 つ目が、「生涯にわたって健康に過ごすために」ということで、市長部局の健康部健康課が、今年みやこのじょう健康づくり計画 21 という計画を見直すにあたりまして、生涯にわたって、生まれてから人生 100 年時代という中で、健康で長生きをすることが大事だということで、そのためにどうしたらいいかというこ

とについて、教育委員さんのご意見を伺いたいということなのですが、一番は健康課が大事だと考えているのは、食生活についてということでした。今回は、生活習慣病とかならないように、食生活をどう見直していくかということに、一番重きを置きまして、特に、教育委員会の場合は、小・中学生の現状とか、学校での食育とか、大きなことになっていくのですが、生涯学習とか、幅広い年代で健康、食生活についてどうやっていけば改善されるかということについて協議したいということです。

裏面ですが、もう一つが、地域学校協働本部、地域学校協働活動についてです。これにつきましては、前回の総合教育会議の中でも若干ふれているのですが、チーム学校についてという中でふれているところなのですが、県が作っている資料の中の抜粋がちょっと見づらいのですが、今までは、学校支援地域本部事業というのが県の枠組みの中であったのですが、それぞれの事業がバラバラに、放課後子ども教室とか、土曜日の教育活動支援事業とか、それぞれ行っていたものを、地域学校協働本部という一つの柱を立てまして、それに基づいて色々な事業がぶら下がっていくような形で推進するというものを、県としては今後、進めていきたいという方針がありまして、都城市としまして、地域学校協働本部というものを進めていきたいと考えているところです。

後ほどまた説明するのですが、1月28日、29日で、先進地の視察研修で、福岡の方に教育委員さんも出向いていただく予定をしているのですが、都城市で地域学校協働本部を進めていくための課題ですとか、今現在も庄内地区では、既にこれと同じような取り組みが始まっているのですが、そういったものをどう地域学校支援協働本部に結びつけていくかということについて、ご協議いただきたいと思います。

具体的な細かい資料につきましては、1月、できるだけ早い時期にお送りしまして、また次の定例教育委員会のときにご意見を伺うというふうにしたいと思っておりますので、今のところは前出しといえますか、テーマを2つ考えていますということで、お知らせをしたいと思います。

○教育長

ありがとうございました。

今の説明について、何かご質問等ありましたら。

その経緯についてですが、最初、市長部局のほうで色々募集をかけて、健康課がそれに引っかかってきたのですが、食育？と思ったのです。あまりにも狭いところの話ではないかと思ったのですが、食育ということについて、0歳から百歳時代と、ずっと貫くテーマでやっていけるのかどうか、ちょっと考えてみてくださいと、一回突っ返したのです。もちろん、間をとっているのは総合政策課だと聞いていますが、そして、帰って向こうで協議をしてもらった時に、今の生活習慣を変えるには、食育が最も有効であるというふうに、返事が返ってきました。まだ細かいことはわからないのですが、昔、給食を食べるときに、三角食べということを覚えていらっしゃいますでしょうか。今は一切言わないのですが、今の食べ方というのは、野菜から先に食べるそうです。私たちもそういうものは何らかの知識でテレビの知識とかもそういうものがあるのですが、子どもたちにもそういうことを教えていくべきなのか、それが正しいのか。そういうことも含めた上で、自分自身の体をコントロールするという点については、食育というテーマを選んでいただきましたので、どういう展開になるか、細かくは分かっていません。そういうことのようにございます。

○教育総務課主幹

前回の7月のときに、全部、教育委員会の側から出したテーマだったのですが、総合教育会議というのは、市長と教育委員会が協議する場ですので、市長部局の側からも教育委員会と協議したいテーマを出していただいたほうがいいのではないかとことになりまして、総合政策課が各課に意見を聞いた時、いくつかほかにも移住・定住とか上がってきたのですが、今回の総合会議には馴染まないようなものが多くて、健康づくりがいいのではないかとことになり今のことになっています。

○教育長

こんな言い方はいけないかもしれませんが、どうせやるなら、本当に0歳から百歳まで連続した形で行政はどういう取り組みができるのかということをしつくりと捉えられるような、そういうような取り組みでない

と意味がないと思います。今こういうことをやっていますだけの発表では、何ら意味がないので、そのことに対してどう補完できるのかとか、どんな教育をしていけばいいのかとか、よく言われるのは、子どもたちは学校で教育してくださいと言われるのですけれども、でも、子どもたちは食育について、自分でコントロールはできませんといいます。コントロールするのは家庭なのです。食をコントロールするのは。だから、家庭にどんなアプローチをしているのですかという、ないのです。ですので、そこをうまく議論の中に乗っけていって、ではこの世代の親に対してはどんなアプローチが必要なのかとか、子どもたちはそれを受けて、逆に子どもたちから親へどういうアプローチをするのかとかを考えていかないといけない時期ではあるのかなと思っています。

○赤松委員

栄養たっぷりでバランスの良い食事を三度三度取るのがいいっていうのは昔からわかっていることですよ。

○教育長

そうですね。そこは崩れませんね。食数を減らすと逆に糖質を摂り過ぎてしまったりとか、血糖値が急激に上がって、体に悪影響を及ぼすとかです。

○赤松委員

こども食堂とか、いろんなことについての報道等もかなりありますが、様々なご意見がそれについてはございますよね。本来、親の責任の問題だとか、多方面のご意見もあります。栄養のバランスの良い食事を 1 日 3 食摂ることがいいに決まっていますという話になってしまったら、あまり意味が無いような気がします。

○教育総務課主幹

これについては、健康課長の説明になると思います。一応、健康課だけの事業ではなくて、色々な課がまたがってくるのですけれども、それを健康課がとりまとめて、未就学児だとかども課とか、保育課とか、それぞれ年代別で課が分かれていますので担当とか、細切れに今なっているのです。市がやっている事業のそれぞれ対象がばらばらでやっているの、家庭に対してどうアプローチしていくかという、今教育長がおっしゃったように、足りていないのではないかという部分があるという思いはあるのですけれども、それは一番難しいところなので、どうやってやるかというところです。

○教育長

本当に、本気で取り組むのであれば、教育委員会としても全面的なバックアップをすると、教育委員会がやれることはやっていきたいと思うのですけれども、これが主軸でやっていいかどうかということも含めて、ほかにはないのかということも含めて考えていかなければならないと思っています。一旦取り組むということが決まった場合には、全力で力を注いでいかないといけないと思います。

その前段階になる方向性を決める場所ではあると思います。細かいところは各課でやりとりしていかなければならないと思うのですけれども、健康課の細かなご意見とか、考え方も見てから、進めていこうかなと思います。それでよろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

○岡村委員

第 2 の地域学校協働本部について、7 月に行いました総合教育会議のときは、市長の意見としては、今までに動いているということで、新たに作って管理が増えたりとか、忙しさが増すよりは、今、動いているものを大事にしていったほうがいいのかというご意見で、このことはうまく通らなかったと思うので、何とか説得できるような資料とか、意見をもって臨まないといけないなと思ったところです。それにつきましては、先進地の視察とか、しっかりして決めていかないといけないのが大事なかなと思います。

○教育長

ありがとうございます。そのとおりですので、同じことを繰り返し総合教育会議で言うことは、それはちょっとナンセンスなので、そうではなく新たな資料とか、新たな考え方をもって臨まないと、時間の無駄になってしまうような気がします。そのところは重々、生涯学習課と調整をお願いします。

○濱田委員

食生活の改善なのですが、バランスの良い栄養を摂るとか、時間をある程度かけて食べるということは中学校で教えているんですか。

○教育長

小学校から中学校まで、それでやっております。

○濱田委員

そうすると、かなり、正しいことを教えているわけですので、そうするとさらに何を教えるべきなのでしょう。意識をというのか、食べる物の内容まで教えるといった細かい話になってくるのかと思われます。

○教育長

何かイメージが掴みにくいんですけども。今、小学生の子どもたちは、中学年ぐらいではもうジュースとかにどの位の砂糖が入っているかというのは学習するのです。確か、甘いジュースになると角砂糖 12 個分ぐらいあります。というような勉強をして、それでも、ジュースは飲んですね。そういうことになってしまうのかなと思いますが、それをいかに 100 歳まで元気に生きていくための方策をするかというところではないでしょうか。

○濱田委員

そのためにコントロールするような意識を持たせるというものです。

○教育長

今、濱田委員が言われたように、自己管理能力というのはものすごく教育の中では大切なキーワードですので、そういったことを含めた上で。

○中原委員

食育というのは定義が確かないのですよね。

○教育長

そうですね。

○中原委員

学校での食育教育となりますと、命を大切にしましょうとか、この場では健康というエリアの中でということですね。

○赤松委員

早寝、早起き、朝ご飯という言葉が出てきたのが 14、5 年前ですよね。

○中原委員

少しぼやけているかなと。小・中学生の現状と学校での食育についてとなると総合学習の時間となる。これもばらばらですよ学校で。

○教育長

そうですね。

○中原委員

食育してるところもあれば、キャリア教育とか、福祉とかもありますよね。学校での食育についてとなると、給食しかイメージがわからないような気もする。給食の時間は短いですよ。よく噛んでとか。それでいて、校長先生方は凡事徹底とか言われるんですよ。

○濱田委員

市民の現状って何か特徴があるのですか。

○教育長

都城市ですか、特別な特徴というのはないと思います。

○濱田委員

何かの病気が多いとか、高血圧が多いとか。

○教育長

そういうのはないです。ただ、むし菌はちょっと多いです。

○中原委員

出かたを見るというか、勉強させていただく。

○教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは最後になりますが、事前にお配りしておりましたことにつきまして、お話をさせていただきたいと思います。

本年、2019 年は平成最後の年ということでもあり、新たな年号の年でもございますので、先ほど言いました生涯学習とそれから学校教育というのは、教育委員会の基本的な両輪だと思っております、そこについて今、考えておかなければならないことは少なくとも私自身、色々なところからかいつまんで考えていたわけでございます。読んでいただいたとは思いますが、要するにより良い学校教育を通して、より良い社会を作るという目標を共有するということと、社会と連携、協働しながら未来の作り手となるために必要な資質能力を育むことについてやっておかなければならないし、そのためには今まで学校教育だけでやっていたものではもうやっていけなくなっている、生涯学習を含んだ上での地域の力もお借りしなければならない。そこで、本市では、コミュニケーションのためにもコミュニティースクールということを打ち上げているわけです。

ですが、まずは、小学校は 2020 年度から、中学校は 2021 年度から新しい教育課程が実施されます。この実施に向けて、今回は結構ハードルが高いです。何も変わりませんよとは言いながら、ものすごく変わっております。これに向けた準備が整うかどうかという部分から、考えていかなければならないと思っております。

その中で、大きなキーワードになるものが幾つかありまして、小学校の外国語科数、これは、中学・高校では今まで聞く・読む・話す・書くという 4 領域について、評価とか、学習指導もしてきました。ところが、話すことを 2 つに分けて、やりとりと発表という 5 領域に中学校からなるのです。そのことについてもきちんと対応していかなければ、教科書が変わってきます。教師もそこに合わせて、教え方も変えていかなければならないと思います。そこに至るまでに、小学校 3、4 年生から何を一体すればいいのかということなのですが、外国語活動で音に慣れるというところで、小学校 5、6 年生では、アルファベットも一緒に教えていくということ。そして、5、6 年生の時数が 72 時間増えるということについて、対応していかなければならないところなのですが、72 時間増については、今のところ、水曜日の 6 時間目を採用している。今までずっと 5 時間授業でしたから、ここを 6 時間授業にするという学校がほとんどでございます。中に、午前中 5 時間授業にしているところがございます。これは明道小学校ですが、前からやっているのですけれども、5 時間授業にして、この時間を生み出すというような形でやっているところです。

また、都城市は、地元採用の A L T が沢山おりますので、この A L T を生かしながら、小学校 3 年生からネイティブな英語を聞かせる、まさに、耳に慣れさせる形でやっていきたいと思っております。

昨年行いました有水小学校、中学校の公開でも、かなりの子どもたちが耳慣れしているのだと思っておりますけれども、理解するようになっていると、非常に良い傾向かなと思っております。

続いて、プログラミング教育ですけれども、これにつきましては、コンピュータに関することを、プログラムを一から作れというわけではなく、プログラミング的思考を持たせていくということでございます。それに対応できる教材、教具も必要になってきますし、オーストラリアで行った学校では、車にプログラミングをセットして、子どもが勝手に走らせるのですけれども、思うように走れない、そういうところを修正していくという勉強をしていっていただきました。まさしくそれが、プログラミング教育の一つでございます。そういう思考をきちんと論理立てていくということと、I C T 環境の整備については大切になってくると思っております。

続いて、次のページでございますが、道徳の特別の教科化がございます。これにつきましても、励ます記述的なもので評価をしていくということ、まずは第一期に学校に下ろしていきたいと思っておりますし、このこ

とについては、非常に理解がされてきてまして、実際にやってくれている学校もございます。中学校、高校の内申書には記述しないという方向でいきたいと思っております。考え、議論する道徳教育での質的な転換が一番大切なことですので、このことについて先生方に働きかけていきたいと思います。

続きまして、学校における働き方改革でございます。これは、一昨年 12 月 22 日、中教審において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」という、すごい長い題名でございますが、この中間まとめが出てまいりました。その中で、3 種類に今の学校の業務を分けているそうです。1 が学校以外が担うべき役割、2 が学校業務だが必ずしも教師が担う必要がない業務、3 が学校教師の業務だが、負担軽減が可能な業務として仕分けされています。この仕分けは、見たときに、なかなか難しい仕分けだなと思いましたが、もう文部科学省はこの方向で動き始めています。実際にこれをどうやれば実現できるかということで、動き始めていますので、本市もこれに遅れることなくやっていかなければならないなと思ったところなのですが、しかしながら、個別の業務について見てみると、部活動、サポートスタッフの問題、S W などのスクールロイヤーなどの専門スタッフ、勤務時間等々の議論を早めなければ、ここに追いつかない状況になってきます。議論を進めるに当たっては、こちら側もしっかりとしたデータを持って、エビデンスをもって議論することが必要と考えていますので、そのあたり客観的に把握集計した勤務時間のデータが必要になってくると思います。このとり方について、今後勉強していく必要があると思っております。

そして、大きな 2 点目でございますが、教師の資質向上でございます。これは、平成 28 年度に教育公務員特例法の一部が改正されて、教員の養成、つまり、教員の卵の状態の先生方の採用から、研修等、一体的なことで進めることになりました。任命権者である県は、大学の関係者と色々と調整しながら、それをスムーズに一本化していくという作業を今やっております。ほぼその下準備はできているわけなのですが、市教委といたしましても、任命権者ではないのですが、大学との連携を進め、南九大という身近な大学もございます。教師を目指す大学生との交流や教員のライフワークに合わせた役割を担うことについて、より一層推進していきたいと思っておりますので、例えば、夏の研修に行うセミナーがあります。都城市のセミナーがありますが、これにつきましては、今後も核となる先生を講師として選び、育てていきたいと思っております。

いじめ・不登校につきましては、先ほどお話ししたとおりでございます。3 ページ目に書かれていますが、千人当たりのいじめの認知件数の最多は宮崎県で、108.2 件になりました。最少の佐賀県は、8.4 件です。これについて文部科学省は、いじめの定義を限定的に解釈しないことを周知徹底すると言い切っていますので、どちらが文部科学省にとってターゲットになっているかと言うと、認知件数の少ない県です。ですが、先ほどのように、それが解消されたかどうかというところは、もう一度精査していきながら、子どもたちが幸せな学校生活を送れるようにしたいと思います。

学校安全の推進ということにつきましても、色々な面で安全ではない部分が出てきたのが昨年ございました。中でも安全な学校生活をする上での施設設備のことにつきましてもやっていきたいと思っております。

4 ページでございます。コミュニティスクールでございますが、コミュニティスクールの設置を義務化した文部科学省ですが、これは地域との協働活動が持続的、継続的に進められる仕組みとして取り入れてほしいと、明言してあります。つまり、学校が、先生が変わったり、管理職が変わっても、この地域としては大切なことを学校でやっていきましたと言える環境にしていきたい。校長先生が変わったから今までの行事をすっぱり変えてとかいうようなことがないように、地域とともにある学校にしていきたいと思っております。しかしながら、校長のリーダーシップも大切です。より取り入れやすいように、制度改革を行って、学校運営協議会の任命に当たっては、校長が意見申し出を行えるようになりました。つまりは、誰を選ぶかということについては、校長の権限が高くなってきているところです。このようにして変わっていているところもあるところです。

そして、最後ですが、基礎定数化が出てまいりました。これは、通級指導と日本語指導でございます。通級指導につきましては、特別な支援が必要な子どもについての通級指導、日本語指導につきましては、

日本語がうまくまだ理解できていない子ども、つまりは外国籍の子、帰国子女につきまして、定数配置をしますということを言ってきております。通級指導につきましては、順次ですけれども、今まではどこかの学校に加配措置をしておいて、その人が派遣して行かれます。その人のところに子どもたちが集まってくるということでございましたが、これから 10 年間かけて、順次変えていきまして、13 人対象になる子がいればそこでもう一人定数化して、教員がつくという形になりますので、1 個の大きなパイを皆で奪い合っていたのをそれをなくし、増員になるということです。また、日本語指導が必要な子どもについては、18 人子どもさんがいらっしゃれば、そこに日本語指導の教員が一人配置されるということになります。18 人いっぺんに一つの学校に入ることはなかなかだと思いますし、またばらばらにいる子たちについて一人ひとりに当たっていくというのなかなか難しいので、今みたいにして非常勤講師をつけながら、今やっているところでは、このようなことに乗り遅れないように、やっていきたいと思っております。

何かこのことについては、ご質問等ありませんか。

それではこれで、教育長報告を終わらせていただきたいと思います。

10 議 事

【議案第 37 号】

○教育長

それでは議事に入ります。本日は報告 10 件、議案 5 件でございます。

では、議案第 37 号を美術館長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○美術館長

議案第 37 号、平成 30 年度都城市立美術館作品収集委員会への諮問について、でございます。

都城市立美術館作品収集委員会運営要項の第 2 条の規定によりまして、収集委員会のほうへ作品の収集について諮問をするものです。諮問理由につきましては、下のほうに記述がありますが、伊牟田経正さんの油彩 4 点、清水聖策さんの油彩 1 点、山田新一の油彩 1 点、山内多門の日本画、掛け軸ですが 1 点、益田玉城に関する作品ではないのですが、当時の下絵とかスケッチブック、その他の作家等とのやりとりをした手紙などの資料数点、その他の資料となっておりますが、そちらのほうは作品そのものではなくて当時の雑誌だとか、チラシなどの当時の様子がうかがえるような資料ということで、一緒に寄贈を受けるということになっております。山田新一の金剛山、こちらが寄託ということで、所有権は寄託者に残ったままで、うちで預かって展示使用するという形になります。その他は寄贈ですので、美術館で頂いて、うちのほうで保管、所有うちのほうですという形になります。

2 枚目の作品の一覧表をご覧ください。伊牟田経正さんは、鹿児島県喜入町の出身で、日展や光風会のほうで活躍をされた作家の方で、昨年までご存命で、寄贈の話があったときには、ご本人からのお話で、寄贈の話が進んでいたのですが、昨年お亡くなりになりまして、本人の意思を継いで遺族の方から寄贈を引き継ぎただけということで、準備をしているところです。続きまして、清水聖策さんは、まだご存命の作家で、宮崎大学で長く教鞭をとられていた方で、現在は引退されているのですが、二紀展という二科会から独立した美術団体で栗原賞という大賞に相当する賞をとられた作品の寄贈をいただけるということで、作者ご本人からの申し出によって、今、準備をしているところです。山田新一の金剛山につきましては、山田新一は日本統治時代の朝鮮半島に長く 30 年ほど住んでおりまして、その時に、朝鮮美術展、今の朝鮮版の日展のような美術展の参事とかしておりまして、当時、朝鮮総督府司令官であった板垣征四郎という方の書記官であった南さんという方が持っていた作品というのを、遺族の娘さんのご主人の門永さんという方から、山田新一の作品を持っているのだがということでご相談を受けまして、寄託という形で、当時の朝鮮時代の山田新一の作品はなかなか数が少なく、終戦と同時に日本画家の作品というのは破棄されたり、所在不明になったりしたものが多く、なかなか残っていないので、貴重な作品になるのではないかと考えております。続きまして、山内多門が当時橋本雅邦の門下にいた時に、同門にいた飛田周山、勝田薫琴という、こちらもそれぞれ日本画で日展や帝展とか、官展で活躍した日本画家なのですが、この三人で共作で描いた掛け軸と

ということになります。これは、都城市在住の多門の生家の近くに実家があったという武田さんという、現在は福岡にお住いなのですが、その方からお話がありまして、寄贈という形になります。それから、益田玉城のスケッチブックや下絵などの資料につきましては、福田恵美子さん、この方は玉城の孫にあたる方なのですが、この方から研究材料に使っていただきたいということで、寄贈というお話をいただいているところです。

以上です。

○教育長

収集委員につきましては誰ですか。

○美術館長

収集委員につきましては、関係資料のほうに収集委員の名簿が付いていると思いますが、福岡市の文化政策アドバイザーをされています安永幸一さんは、福岡市立美術館、福岡アジア美術館等の館長を歴任されて、今はそちらのほうは引退されて、現在、福岡市の文化政策アドバイザーをされている方です。土屋公雄さんは、元宮崎県立美術館の顧問をされていた方です。石川千佳子先生は、現職で宮崎大学の教育学部の教授で、美術史を教えていらっしゃる先生です。この 3 名の先生のほうに諮問して、作品の審査をしていただくという形になります。収集委員会は、2 月 4 日に予定をして、準備をしているところです。以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、このことについて質問はございますでしょうか。

実際に、今、段々と収集作品が増えてきてしまって、倉庫とか、保管庫あたりの状況はどうなっているのですか。

○美術館長

まだ若干余裕はあるのですが、ほぼ満杯の状態になってはいます。

展示をしている間は何か外に出ますので、そこが空きますので、そこに移動して、だから休館している期間中はほぼ満杯の状態になっていますので、展示している期間中につきましては、展示中の作品がそちらに出ますので、そこが空いておりますので、棚の同じ場所に同じ作品を戻すという形ではなくて、空いているところをやりくりしながら出し入れしているところが現状です。

○教育長

それは、収集するものについてもかなり考えて収集していかないと、置く場所がないという感じですね。このことも合わせて、ご周知いただきたいと思います。

それでは、議案第 37 号につきまして、原案のとおりお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【報告第 108 号】

○教育長

報告第 108 号をスポーツ振興課長から説明をいただきます。

○スポーツ振興課長

明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

それではご説明いたします。報告第 108 号は今週になりましたけれども、1 月 12 日、土曜日から 1 月 15 日、火曜日にかけて実施予定の平成 30 年度都城市スポーツ少年団台湾スポーツ文化交流事業の共催について、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部、規則第 3 号に基づき、臨時代理いたしましたので、同条項の規定に基づきご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

添付資料の開催要項をご覧くださいと思います。概要と書いてあるところでございます。本事業につきましては、平成 23 年度より実施しておりまして、今年度で 8 年目となっております。近年は、受け入れと派遣を隔年で行っておりますけれども、今年度は新竹県からの特別な要請がございまして、特別に 8 月に

受け入れを行ったところでございます。

まず、事業の趣旨、目的といたしましては、台湾との相互交流を実施することによりまして、スポーツ少年団活動に対する市民の理解と少年団員の指導者及び育成を図ることを目的として、進めている事業でございます。日程につきましては、先ほど申し上げたとおりで、3泊4日の日程でございます。競技種目につきましては、例年軟式野球競技を実施している状況でございます。

続いて、次のページをご覧くださいと思います。派遣行程表をお示ししております。初日は移動だけということになりますけれども、2日目以降、新竹県内の中山小学校、関西小学校等々と交流の試合をしまして、また、交流会等を予定している状況でございます。15日、火曜日の夕方に帰ってくる予定になっております。

次のページが、参加者氏名一覧ということでお示ししております。今回は、職員一名を含む本部役員、監督が9名、そして、市内14チームから参加選手45名、保護者30名の総勢84名の参加者に行っているところなんです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、報告第108号につきまして、ご質問等ありますでしょうか。

○濱田委員

以前お聞きしたかもしれないのですが、お金はどうなっているのでしょうか。経費とかは全額、本人が出すということですか。

○スポーツ振興課長

スポーツ少年団のほうでこの事業に対する特別会計を持っておりまして、各協賛企業からご協賛いただいた協賛金と参加者の負担金をもとに、事業を実施しております。また、参加に際しましては、県の総合交通課の補助金を事前に申請しまして、実績報告も上げて、通帳に振り込んでいただきます。1人当たりが、子どもが8万円、大人が9万3千円の旅費となっております。そのうちの補助金は、個人負担が子どもの補助金があとから2万円程度返ってくる予定にはなっております。

○濱田委員

保護者はご自身で出しているのですか。

○スポーツ振興課長

すべて自己負担ということになっております。

団員の分は頂いた協賛金の中から負担して、子どもは負担金が少なくなるようにはしていますけれども、保護者の方は全額で、本部役員も個人負担していただくということです。

○濱田委員

そういうことも大きな負担ではないということですか。

○スポーツ振興課長

行っていただく際に、本事業に協賛していただいている会社に今年58社程度から、夏と冬と合わせて、確か80万、90万円程度だったと記憶しております。それを夏の受け入れと今回の派遣ということで事業に充てております。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

○赤松委員

行程表を見せていただいて、航空機の到着時刻、ホテル到着時刻など、結構、強行な日程であると思います。子どもたちの体調等十分気をつけながら、いい交流事業になることを期待しております。

○スポーツ振興課長

同席しております柚井が職員として同行する予定でございますので、その旨、ちゃんと心得て行くと思います。

○教育長

よろしくお願いいたします。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第 108 号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

【報告第 106 号、第 107 号】

○教育長

それでは、報告第 106 号、第 107 号を生涯学習課長から説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長

説明の前に、一言、お礼を申し上げます。

先日開催されました各地区の成人式にご出席いただくとともに、成人証書授与及び式辞を賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、報告第 106 号、平成 30 年度第 37 回都城市高齢者学級振興大会開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

開催要項に訂正があり、別紙のとおり差し換えておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

実践発表のテーマが変更になったということを聞いております。大変申し訳ございません。

さて、この大会は、高齢者の生きがいをテーマに、市内 15 地区の高齢者学級生を対象としまして、事例発表や学習発表、記念講演を実施いたしまして、みずから取り組む学習の充実とともに、学ぶ意欲を高めるために開催しているものでございます。

日時につきましては、平成 31 年 2 月 14 日、木曜日、午後からということで、都城市ウエルネス交流プラザのムジカホールを会場に開催いたします。当日のタイムスケジュールについては、ご覧のとおりでございますが、記念講演の講師にはこれまで社会福祉協議会などが主催する講演会におきまして、高齢者の関心の高い健康をテーマとして、お話をされております大原千佐子さんをお招きいたしまして、「一生歩ける体づくり」につきまして、ご講話いただくことになっております。振興大会につきましては、以上でございます。

続きまして、報告第 107 号、都城市きらり☆生涯学習フェスティバル開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

このフェスティバルは、生涯学習課が実施しております。よか・余暇・学習ネットワーク事業の一環といたしまして、事業利用者及び自主グループによる日頃の学習成果を発表いただくとともに、来場者の学習意欲を喚起する機会として開催するものでございます。これまで、長年にわたって NPO 法人きらりネット都城が主催して実施してまいりました。学習者の皆さんには非常に楽しみにされている事業でございます。しかし、ご存じのとおり、同法人の解散によりまして、よか・余暇・学習ネットワーク事業は今年度から教育委員会の直営事業として進めておりまして、今回のフェスティバルから教育委員会主催で実施するものでございます。

日時は、平成 31 年 4 月 12 日から 14 日までの 3 日間、都城市ウエルネス交流プラザを会場に開催いたします。これまで同フェスティバルにつきましては、主催者が全体の取りまとめ役として生涯学習のグループや個人と調整をしながら運営をしてきておりまして、生涯学習課もその裏方として支援をしてきたところでございます。法人主催最後となった前回は、解散前に開催するというご意向もありまして、3 月開催ということになりましたけれども、それまでは例年 4 月に実施しておりました。

また、昨年度の状況を見ますと、展示発表が 677 点、ステージ発表が 44 グループ、472 名となっておりますけれども、今回もほぼ同規模のフェスティバルになるものと予定しております。

教育委員会が主催者として開催する初めてのフェスティバルになりますけれども、法人とはこれまでに何度も引き継ぎを重ねておりまして、今後は発表されるグループや個人とも十分に調整をしていながら、こ

れまで蓄積してきたノウハウをフルに活用いたしまして、発表者や来場される皆様に喜ばれる事業となりますよう、努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第 106 号並びに第 107 号につきまして、ご質問があればよろしく申し上げます。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。

今の第 107 号の生涯学習フェスティバルの茶道体験コーナーだけ費用が 100 円ということで、主催が都城市教育委員会になっているのですけれども、100 円の行く先というのは、茶道クラブといいますか、サークルといいますか、材料代とか、そういうことかなとは思っているのですけれども、その部で 100 円要するという解釈でよろしかったでしょうか。

○生涯学習課長

今、お配りしているチラシ等については昨年度なのですけれども、今年度茶道体験コーナーを開催するかは、ご協力いただくグループ団体ともよく話をして、主催になりますので、費用を徴収するのかどうか、そのあたりをまた調整をしていきたいと思っております。ご指摘を踏まえまして、そのあたりについては検討させていただきたいと思っています。

○中原委員

チラシは昨年度のものでですね。失礼しました。ありがとうございました。

○教育長

これはこの方向なのですか、それとも主催事業なのか。

○生涯学習課長

これまでのイベント等につきましては、基本的にはとらないということだと思いますので、そこは開催場所として利用させていただくのであれば、そこあたりは団体ともよく話をして、生涯学習課のほうから費用については提供するなり、調整をしていく必要があるかと思っております。

○教育長

これは微妙なところですね。

検討いただきましてお知らせください。

ほかにはございませんでしょうか。

○濱田委員

学習者の減少が主催者の変更の原因になったところですが、その後の学習者の減少傾向はどのようでしょうか。

○生涯学習課長

学習者は現在、今年度の状況を見ますと、96 グループ、850 名ということで、減少には何とか歯止めがかかっている状況です。これまで NPO が主催をしていたのですが、直営になって、地区公民館も含めて窓口がふえたというところで、ご利用が想定よりかはとどまっている状況ということで、ご利用する皆様からすると各地区公民館も窓口になっておりますので、今までは 1 カ所しか NPO の窓口しか申し込みに行けないということもあって、予想したよりはかなりとどまっている状況で、減少はしているのですけれども、その幅が若干、これまでよりは緩やかになってはいるということで、かなり、学習の機運も何とか維持させていただいている状況ということで、担当から報告をいただいております。

○濱田委員

今後も増えるようにしていただきたいと思います。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

では、報告第 106 号、第 107 号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

【報告第 99 号、報告第 101 号、議案第 33 号】

○教育長

それでは、報告第 99 号、第 101 号、議案第 33 号を教育総務課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課です。今年もよろしくお願いいたします。

教育総務課からは報告が 3 件と議案が 1 件ありますけれども、報告 1 件につきまして、後ほど部長のほうからご説明いたします。

それでは、報告第 99 号、専決処分した事務、平成 30 年度都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

名義後援、共催ともに平成 30 年 11 月 21 日から 12 月 25 日までに承認したものを上げております。名義後援につきましては、総計 9 件を承認しております。内訳につきましては、別紙の一覧表をご覧ください。生涯学習関係が 1 件、スポーツ関係 1 件、その他教育総務関係が 7 件となっております。次に、共催についてご報告いたします。共催につきましては、総計 12 件を承認しております。内訳につきましては、別紙の裏面をご覧ください。すべてが学校教育関係 12 件となっております。

続きまして、報告第 101 号 都城教育の日推進イベント開催要項の制定について、ご説明いたします。

趣旨のほうは、皆さんご存じだと思いますので、省略いたします。5 行目をお願いいたします。平成 29 年 4 月に都城市教育振興基本計画を策定いたしました。この中で、平成 33 年度に向けて都城教育の日の認知の目標を 50%と設定しております。しかしながら、市民ふれあいアンケートの結果は、平成 29 年度は 7%、今年度は 6.1%ということで、かなりの開きがございます。

そこで、教育委員会としましては、今年度は都城教育の日の原点であります桂久武をテーマに、市民の皆様へ啓発しようと考えました。西郷隆盛の子孫、西郷隆文氏と桂久武の子孫、桂久昭氏と志學館大学原口泉教授によるトークイベントをメインイベントとしております。日時は、2 月 24 日、日曜日です。開場の時間を訂正いたします。12 時です。開始が 13 時となっております。場所は、総合文化ホールの大ホールとなっております。内容としましては、まずは、開会行事としまして、オープニングアトラクション南洲太鼓保存会の「魁」、そして、第 23 回都城市小学生読書感想文コンクール表彰式、そして、先ほどのメインイベントとしましてシンポジウム、「幕末の英雄 その子孫が語る」ということで、お手元にお配りしましたチラシをご覧ください。

講師としまして、先ほどお話ししました 3 名の方、そして、コーディネーターとしまして都城島津邸副館長山下真一氏を招きます。開会行事としましては、都城教育の日宣言で閉めたいと考えております。

裏面をご覧ください。

それぞれの講師紹介を載せております。西郷隆文氏は西郷隆盛の曾孫、桂久昭さんは桂久武の曾孫となっております。

それでは、議案第 33 号をご説明いたします。

平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価に関する報告書、平成 29 年度事業対象についてご説明いたします。

まずは一枚お開きください。

スケジュールとしましては、11 月 7 日に第 1 回外部評価委員会を開催いたしました。ここで、鹿児島大学の内田先生と前姫城中学校長の久保田先生の二人に委嘱状を公布いたしまして、その後、各課のヒアリングを実施したところでございます。12 月 7 日、第 2 回目の外部評価委員会を開催しまして、報告書の検討ということで、お二人にご尽力いただきました。今回、報告書は既に教育委員の皆さまには配っていただいたところでございます。

2 番目の外部評価委員のお二人からの意見と提言をご説明いたします。

まずは、別冊の報告書の 4 ページ、5 ページ、6 ページを一緒にご覧ください。4 ページが、都城市教育振興基本計画の施策、基本目標 1 から 6 ままで載っております。それぞれの基本目標に対しまして、お二人の委員から都城市教育振興基本計画にある 6 つの基本目標を部内全体で鋭意に取り組んでいるとの評価をいただいたところでございます。

また、元のページに戻っていただきまして、1 つ目の丸が、次世代を担う子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成が基本目標 2 でございます。ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもたちの教育の推進が基本計画目標 3、魅力ある教育環境整備の充実、基本目標 4、生涯に通じて学び、文化と歴史に親しむ社会づくりの推進、基本目標 5、魅力あるスポーツの振興とスポーツに親しむ社会を作り出すの推進、基本目標 6 という基本目標のもと、教育委員会全体で取り組んでいると評価をいただきました。

次の丸ですけれども、これまでどおり、児童・生徒が地域で安心して生活でき、学びができるよう趣旨の取り組みの継続と必要な新規事業を開拓していただきたいという要望も添えられたところでございます。

2 ページの 1 つ目の丸から 6 つ目の丸に関しましては、定例教育委員会の審議が活発であるということで、教育的課題の解決につながっていると感じられたとあります。教育長の報告も現状把握ができ、特に、子どもの貧困対策や特別支援教育の推進も引き続き強化していただきたいとのことです。

下の 2 つの丸ですけれども、こちらのほうは教育長、教育委員長、教育委員の方々の積極的な学校訪問や地域行事及び各課が所掌する行事への参加が定例会の質疑として活かされ、事業のさらなる充実につながっているという評価もいただいております。

3 ページにまいります。教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務としましてこちらの評価がございます。まず、5 段階評価で評価しておりますが、ほとんどが評価 4、評価 5 でございます。このことに関しても、良好な達成状況であるのご意見をいただきました。ただし、3 つ目の丸と 4 つ目の丸、評価 3 の事業につきましては、なぜ評価 3 にとどまったのか、原因をよく分析していただき、次に生かした取り組みをお願いしたいということです。

一番最後の丸ですけれども、「一部の事業において、事業の目的、成果と成果指標との整合性について疑問点がありましたので、次年度も継続事業であれば、再検討の必要があるかと思います。」というご意見をいただきました。この一部の事業というのが、別冊の 124 ページ、こちらの No.1 です。学校教育課が担当、事業名が学校運営協議会制度推進事業、目標としましては、学校運営協議会を設置する意義としては、学校・地域・社会が一体となって学校づくりに取り組み、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりをするともに、まちづくりにも寄与するということこの事業は定義されております。

こちらで、計画内容のところを見ていただきますと、一番下に成果指標がございます。ここで成果指標、「校運営協議会と地域との連携強化のため、中学校区単位における合同の会議を最低年 1 回開催する」という指標を学校教育課が出しておりました。この件につきまして、委員のお二人が、開催を指標とするのではなくて、この開催によってどれだけ学校や地域に還元できたかを評価すべきではないかという声をいただいております。その指標に関しては、学校教育課でまた再度検討するものとしております。

以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告第 99 号、第 101 号、議案第 33 号につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

○中原委員

最初の報告第 99 号の名義後援の一覧の部分の No.122、三人の博士から学ぶ人口減少時代まちづくりの都城というところの開催日なのですが、4 月 15 日というのが、恐らく月曜日ではないかと思うのですが、日曜日であれば 14 日。

○教育総務課長

月曜日ですね。

○教育長

月曜日でよかったのですか。このライブサポートセンターがやるのは日曜日になっているような気がするのですけれども、違いましたか。

○教育総務課長

確認いたします。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

○岡村委員

教育の日の推進イベントについてお伺いしたいと思います。昨年度は、精励賞の表彰式と抱き合わせで行われていたと思うのですが、今年は小学生の読書感想文コンクールの表彰式だけということで、毎年、小学生の読書感想文コンクールの際は、優秀賞をとった子どもの発表等も入っていたのですけれども、これについてはまた、今年度も行うという形で計画をされるのでしょうか。

もう一つは、教育の日の推進イベントの対象者なのですから、どういう人たちを対象にしているのか。例えば、子育て世代であるとか、子どもたちであるとか、教員であるとか、もう少しはっきりしたほうがいいのではないかと思います。計画を見させていただいたのですけれども、誰が対象なのかと思うので。

最後に、都城教育の日の原点であるということで、西郷どんがクローズアップされているのですけれども、教育の日の原点というのはちょっとわからないのですが、教えていただければと思います。

○教育長

読書感想文コンクールの優秀賞の子の扱い、このイベントのターゲット、対象について、そして、今言われた以上 3 点なのですが、よろしいですか。

○教育総務課長

まずは 1 点目の読書感想文の最優秀者の子どもさんには発表をしていただきたいと思います。2 点目なのですから、来客の対象なのですから、今のところは市民すべての方をお願いしたいと考えております。まだ、ターゲットを絞るほどの認知度もございませんので。そして、3 点目の原点ですから、桂久武が都城県の参事になりましたのが明治 5 年でした。そして、3 つの教育に関する指針を出しております。その日が 2 月 18 日ということで、そのうちの 3 点目が学業に対する指針でしたので、それが教育の日に重なるということで、2 月 18 日を教育の日として都城市が宣言したものです。

○岡村委員

ありがとうございます。

○中原委員

精励賞はなくなったのですか。

○岡村委員

精励賞はまだ別の日の表彰となっておりますし、小学生がそのまま残ってお話を聞くということにしては、ちょっと難しすぎるのかなと思いましたので、去年は人形劇があったりして、表彰式が終わって子どもたちも残って、良かったと思うのですが、話の内容がちょっと難しいかなと思ったものですから。

○教育総務課長

確かに、来客アップを考えておまして、前回は精励賞によって、色々な方たちが来ていただいて、その分で集客力アップにつながったということだったので、今回は読書感想文のほうに変えまして、趣向を新たにしたと言えば聞こえはいいのですが、ちょうど 2 月末なのですから、どうしても子どもさんにしては長い待機時間が、どうしても寒さの中で待機しないといけないこともあり、インフルエンザもこの時期ですので、そういう長い時間待機するような形で行うのはどうかというのがありますので、スムーズにいくように、読書感想文の表彰に変えさせていただきました。

○教育総務課主幹

補足なのですが、今回は人形劇がありましたので、学校関係、家庭教育学級とか、保育園、幼稚園とか小さい子に重きを置いて、市民全体に周知はしたのですが、その中でも小さいお子さんを中心に周知を図ったのですが、今回はテーマがこういうテーマなので、どちらかと言うと社会教育団体とか、高齢者学級とかの年配の方にも周知徹底したいと思っています。もちろん、学校 P T A などにも呼びかけはするのですが、どちらかという上に知らせようかなと思っています。

○教育長

ほかには。

○教育総務課長

さきほどの中原委員のご質問なのですが、121 番のジャズの開催は 4 月 14 日です。

○教育長

121 です。

○教育総務課長

122 番のほうが 3 月 2 日です。

○教育長

逆です。

○教育総務課長

下が 3 月 2 日の土曜日です。申し訳ございません。

○教育長

ほかにはございませんか。

それでは、報告第 99 号 第 101 号、議案第 33 号を承認、原案どおりお願いしたいと思います。

【報告第 100 号】

○教育長

続きまして、報告第 100 号を教育部長からご説明お願いしたいと思います。

○教育部長

それでは、報告第 100 号、平成 30 年度の 12 月補正予算、追加で補正予算を計上していただきましたけれども、ご説明したいと思います。

まず、12 月補正につきましては、当初の補正ではなくて議会が始まりまして途中で、追加で補正予算を上げたところです。約 24 億 8 千万円弱の歳出予算を今回計上して、可決していただきました。

なぜ追加で補正予算を出したかと申し上げますと、12 月 4 日付で、国のほうからの補助金の内定が来ました。それを受けまして、12 月議会の途中でありましたけれども、今回追加で上げさせていただいております。

1 枚めくっていただきまして、12 月追加補正予算の歳入の一覧が載っております。ここでまず、55-10-40 という款項目がありますが、ここのブロック塀冷房設備対応臨時特例交付金（幼稚園）（小学校）（中学校）、ここに書いてありますように、今回の補助金で、幼稚園、市内の小・中学校に対するエアコンの設置に關します補助金が内定いただいたところでございます。合わせまして、5 億 4092 万 4 千円の国庫補助金の内定をいただいたところです。

その下の網掛けの部分になりますけれども、こちらが市債、いわゆる起債になりますけれども、その累計が 10 億 7920 万円を財源として充てるというものでございます。

めくっていただきまして、歳出の補正予算の一覧になりますけれども、50-10-25 で、空調設備の整備事業がそれぞれ小学校、中学校、幼稚園ごとに歳出予算が上げてあります。まず小学校につきましては、補正額が 15 億 4138 万 9 千円、中学校につきましては 9 億 3395 万 5 千円、幼稚園につきましては 403 万 6 千円、総計 24 億 7931 万円の工事費等の歳出予算を組ませていただきました。トータルで、小学校、中学校、幼稚園合わせまして 1,027 教室の整備費を今回補正予算を組んだところであります。

昨年 9 月に補正予算で上げましたけれども、エアコン設置の設計委託を今現在、実行中であります。3 月いっぱいそれが出来上がってまいりますので、その結果に基づきまして、今回の歳出予算の繰り越しをしまして、新年度に入りましてから工事発注を行いまして、7 月に入った頃に工事が着工できるのではないかと計画しているところです。

簡単ですけれども、今回の 12 月の追加補正の内容につきまして、説明を終わります。

○教育長

ありがとうございました。

では、報告第 100 号につきまして、ご質問等あればよろしくお願いします。

それでは、報告第 100 号につきまして、承認いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

【報告第 102 号、第 103 号、第 104 号、第 105 号、議案第 34 号、第 35 号、第 36 号】

○教育長

それでは、報告第 102 号から第 105 号の 4 つの報告、議案第 34 号から第 36 号までの 3 つの議案を学校教育課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、報告第 102 号の臨時代理した事務の報告の承認についての中で、特別支援教育支援員の配置人数について、ご説明いたします。

別添の臨時代理書をご覧ください。まず、1 の認定日でございますが、平成 30 年 11 月 5 日でございます。2 の認定内容ですけれども、祝吉小学校に 2 人目の学習支援業務を行う特別支援教育支援員を配置いたしました。理由といたしましては、1 人目の支援員は、現在 3 人の児童を担当していました。そのうちの当該児童が、突発的に他の児童に危ない行為をしたり、自傷行為をしたりするなど危険が多く、目が離せず、一人では対応できない状況が出てきました。校長からの依頼もありましたが、安全面で危惧がある状況を鑑みて、ぜひ、2 人目の支援員配置が必要だろうということで、認めたものでございます。

表でございますが、支援員の名前は山畑素子さん、開始日は 11 月 13 日ということになっております。今、元気で頑張っていただいております。

以上でございます。

それでは、報告第 103 号の小規模特任校制度を利用した転入学について、臨時代理の承認をお願いいたします。

別添の臨時代理書をご覧ください。

まず、1 の許可内容でございますが、祝吉小学校の 2 年生が小規模特任校制度を利用して、夏尾小学校へ転入学をいたしました。許可日は平成 30 年 11 月 26 日です。許可期間としましては、平成 30 年 11 月 26 日から平成 31 年 3 月 31 日まででございます。2 年生の子どもさんは、9 月から登校しぶりが多くなって、このお子さんのことを考えますと、小規模校のほうがいいということでお母さんの依頼がありました。体験入学も含め、保護者の方が非常に納得されたこと、子どもが変わったことで、承認をいたしましたところでございます。

以上でございます。

続きまして、報告第 104 号の平成 30 年度都城市就学指導員配置答申につきまして、ご報告いたします。

それでは別紙の報告書をご覧ください。まず 1 の概況でございますが、かいつまんでお話をいたします。まず、就学相談の総申し込みは 127 名ございましたが、そのうち実際に相談をされた人は 109 名ということになります。第 2 回の就学指導委員会専門委員会を 6 月 26 日に開催しまして、就学相談を経た後、第 2 回の就学指導委員会を 11 月 15 日に開催いたしました。その就学指導委員会の審議結果を教育委員会、教育長へ答申という形で 12 月 25 日に持ってきていただきました。

2 の就学予定状況でございますが、判断では表のようになっております。ただ、3 の継続審議となっているケースが 3 ケースございました。これは率直に申し上げて、就学指導専門委員の意見と保護者の意向が違

うということなので、継続になっているところです。この 3 名につきましては、今後、市教委の担当指導主事が保護者と面談した上で、第 3 回の就学指導委員会を経まして、3 月までには決定したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 番の就学相談及び就学時健診を受けていない児童への対応なのですが、就学時健診を受けていない児童で、しかも就学相談もを受けていないという両方を受けていない児童が 9 名おりました。この子どもたちにつきましては、心配でございますので、連絡を取りましたが、8 名は保護者と連絡が取れて了解済みでございますが、この時点では 1 名連絡が取れていなかったのですけれども、先ほど担当に確認をいたしましたら、もう連絡が取れましたということで、お話ができて、就学のほうも完了ということでございます。

5 番ですが、1 月以降の流れですが、今月を中心にお話をしますが、就学予定先の学校長、それと保護者に先ほどの就学指導委員会の審議結果を文書で送付いたします。合わせて、小学校入学期日等の通知をさせていただきますと思っております。

最後のその他でございますが、特に 1 つ目の丸でございますけれども、これにつきましては、就学時健診は受けたけれども、就学相談を受けていない幼児がいらっしゃいます。その中で、健診の中で、検査員が気になった幼児につきましては、放っておくのは心配だということで、教育委員会から保護者に個別面談等を勧める通知をするなど、何らかの対応を今後行っていきたいと思っております。

以上でございます。

それでは、報告第 105 号、平成 31 年度都城市立小中学校の入学式の期日につきまして、ご報告をいたします。記書きにございますように、市立の中学校につきましては、4 月 9 日、火曜日、小学校におきましては、4 月 10 日、水曜日を予定しております。別紙で暦に出したものをしておりますが、今年度は 4 月 9 日と 10 日ということでよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、報告の 4 件につきましてご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

それでは、4 つの報告につきましては承認をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案に移りたいと思います。

議案第 34 号から第 36 号までお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、議案第 34 号 都城市教育委員会精励賞表彰要綱の一部を改正することにつきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。

下のほうの改正の理由等でございますが、現要綱では、表彰選定委員として図書館長が定められております。ところが、平成 30 年度、本年度からご承知のとおり都城市立図書館が指定管理者になりまして、Mallmall になりまして、図書館長という名前がなくなりましたので、この図書館長を表彰選定委員から削除するというものでございます。

別添で、様式第 3 号を付けておりますが、説明書なのですけれども、こちらの真ん中の表にございますように、第 7 条関係の別表になるわけですが、こちらの図書館長を除いて改正したいと考えているところであります。

同じく、3 枚目も同じ改正の別表でございます。

よろしくお願いいたします。

続けてまいります。議案第 35 号、都城市立学校職員旧姓使用取扱の規程の制定につきまして、ご審議をお願いいたします。

制定理由につきましては、下のほうに 2 つございます。1 つ目は、現行の要項中の旧姓を使用できる文書等の項目に、旅行命令書とか、旅費請求書とかの項目がなく、ご本人の様々な諸事情で旧姓を使用したいという場合、これまでの取扱規程では、業務の遂行上支障を来すということが 1 つの理由です。もう 1 つは、制定形成を告示から訓令に変更することによって、現行の要項廃止と新規規定の制定の手続きを同時に行い

たいと考えております。

よろしくお願いいたします。

その裏のほうですが、改正内容につきまして、第 3 条関係の別表がございますが、これにつきまして、番号の 23 と 24 というのが現行でありました。つまり時間割表、学級日誌というのがありましたが、これを削除したいと考えています。つまりこれは、大変簡易なもので、しかも一番最後の 27 から 30 に変更した番号の一番下に、その他、法令等に基づかない文書で校長が認めるものとありますが、これによってかわるのではないかなと、このほかにいっぱいあると思うのですが、ということで、簡易なものは削除させていただきます。

逆に、新たに、先ほど申し上げました 5 番の旅行命令書、6 番の旅費請求書、24 番の学校日誌、26 番の学校経営案、27 番の指導要録といった大事なものが抜けておりましたので、そちらを新たに付け加えさせていただきます。

最後に、その改正内容の 13、新しい項目でいくと 15 になるのですが、これまでの表記では、勤務時間振替命令簿というのが書いてあったのですが、これは非常に古い言い方で、実際、都城市の共同実施事務室に確認したところ、現在は週休日の振替計画整理簿となっておりますので、そちらの文言を使うということで、書き換えたいと考えております。議案第 35 号につきまして、よろしくお願いいたします。

では最後に、議案第 36 号、都城市部活動のあり方に関する方針の策定につきまして、よろしくお願いいたします。

一つだけ資料を付け加えさせていただきます。それでは、下のほうに改定の理由がございますが、まずそちらを述べます。平成 30 年 3 月のスポーツ庁からありました運動部活動のあり方に関する総合的な国のガイドラインを受けまして、平成 30 年 10 月に県教委が宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する県の方針を策定いたしました。これを受けて、市町村教育委員会は、国のガイドラインに則って、県の方針を参考に設置する学校に係る運動部活動の方針を作成することとなっております。したがって、それに基づきまして、市教委のほうでこの方針を策定いたしました。

なお、都城市教育委員会では、現在、文化庁が策定中の今お配りいたしました文化部活動のあり方に関する総合的なガイドラインという素案を作っておりまして、これに基づいて、文化部も含めて策定をしようということで、方針に入れております。

なお、確認をいたしましたら、今それが素案になっておりますが、ネット上ではもうこれが本決まりになっております。近々、通知が来るだろうと思いますが、まだ通知がまだ来ておりませんので、あえて素案でお示しいたしました。

以上でございますが、資料につきましてなのですけれども、次をめくっていただきますと概要版をお載せいたしました。概要版では、2 の真ん中あたり、5 つ目の丸なのですけれども、適切な休養日の設定ということで、週当たり 2 日以上以上の休養日の設定。それから、平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。第 3 日曜日は家庭の日の趣旨を踏まえて、原則として部活動は実施しない。このことにつきまして、教育長会議の答申でもあったのですが、すべてを網羅した上で、このことは都城市としてもしっかりとやっていきたいということで、これが強調すべきところかなと考えております。

3 番の 1 月以降の予定をご覧ください。

本日 1 月 8 日ですが、定例教育委員会で今ご審議いただいておりますが、これをもう 1 回校長会の代表と市教委でやっておりますプロジェクト会議がございますが、そこにかかけまして、2 月の定例教育委員会に向けて資料を新たにもう一回見直しをしたいと考えています。もう 1 回、教育委員の先生方に送付をさせていただいて、ご覧いただいた後、2 月の定例教育委員会で最終審議をさせていただき、そこで了承を得られれば、2 月 15 日の校長会で説明し、その後、各中学校長に通知をし、最終的には 3 月の定例教育委員会で報告を申し上げたいという流れになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

その次は、スケジュールを曆にしたものをお付けいたしました。その次が、本市が策定いたしました国をもとに、県を参考に作成いたしました方針でございます。その次の対象表があると思いますが、これが一体

どういうふうに県を参考にしてということがありましたので、それを見やすくまとめたものでございます。二重線が削除したものの、本市としては右側の考えでしっかりいきますということで、見やすくしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、今ありました議案第 34 号から第 36 号につきまして、質問、ご意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

○岡村委員

議案第 36 号について、お伺いしたいと思います。

小学校へ部活動として認めている学校があるのではないかとということが 1 つです。中は生徒という言葉になっていますので、小学生は対象にしていないのかというのを強く思いました。

それから、対照表を見させていただくと、随所に運動部という言葉が残っているところがあると思います。策定スケジュール案の次のページの対照表の表題の部分に、運動部活動とこれは消えなければいけない部分ではないかと思います。中を見させていただくと、文化部というのが網羅されているところがあるかと思えますので、今後また精査されていく中で、変更していくことが、文化部のガイドラインがありますので、それと並行しながら精査されていくところなのかなと思いました。

それからもう 1 つ最後に、部活動指導者、部外者の講師の方をお願いして、教職員の顧問の担当の負担を減らすと思うのですが、部活動指導者の研修を行うというのが書いてありましたので、任用前及び任用後の定期において研修を行うとなっているのですが、対照表の中 5 ページ目、指導運営に係る体制の構築というところで、この研修もありましたが、これは大事なことはないかなと思っています。部活動をされていると、勝たなければならないという本心と参加することが大事なんだという 2 つの面で、ここの部分は非常に悩むところでありますので、きちんと策定されればいいことだなと思いつつながら、研修についても検討をしていただければと思います。小学校のところはよろしくお願いいたします。

○学校教育課長

おっしゃるとおり、小学校も吹奏楽部とか部活動がございます。そこは確かに悩んだところでございますが、まずは中学校の部活動のあり方について策定をして、そして、その後、小学校、気になっているのはスポーツ少年団とかがありますので、スポーツ振興課だとか、色々な関係各課と協議をしていながら、そのへんを詰めていきたいと思っています。

小学校の吹奏楽部、部活動関係につきましては、校長先生方には同じような扱いでということで、しっかり周知をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

2 点目の運動の言葉につきましては、もう一度精査いたします。ご指摘ありがとうございます。

3 点目につきましても、ありがとうございます。部活動指導者ならず、今、外部指導者がいらっしゃいますけれども、その方とか、実際先生で、部活動の顧問をされている先生方もいらっしゃいますけれども、そういった方を集めて研修ができるといいよねという話は担当としているのですが、それを実現に向けてまた頑張っていきたいと思っています。ありがとうございました。

○教育長

ほかにごございませんでしょうか。

○赤松委員

今、岡村委員からご指摘があった運動部活動の運動というところを文面から削除するというやり方でお考えになっているのですね。別の記述方法として、運動部活動と文化部活動両方を併記するというそういうやり方もあるわけですね。運動部活動の運動、あるいはスポーツという言葉を全部削除していくほうが、より文面がきちんと整理されるのか、運動部活動にプラス文化部活動を加えて表記することのほうがいいのか、ご検討をされたらいかがでしょうか。

○学校教育課長

わかりました。ありがとうございます。ぜひ、検討したいと思います。

○教育長

ほかにございませんでしょうか。

○中原委員

引き続き、議案第 36 号についてなのですが、都城市教育委員会としての部活動のあり方に関する方針概要版、この中で校長先生が毎年度学校の部活動に関わる活動方針を策定。今回新たにこれを設けるのであれば、市として統一でいいのではないですか。各学校でというよりも。例えば、サッカー部が廃部になりました、またうちの学校ではこんなふうになりましたと統一的なもの、負担軽減も含めて、各学校での策定となりますと、支援方法もやめたほうがいいのかという話も出てくるような気もいたしますので、統一見解でもいいのかなと思ったところです。それをまた校長は部活動方針及び部活動計画等を学校のホームページに掲載して公表というところもあります。各学校のホームページの充実が機運かなと思いますので、それも含めてご指導のほうをお願いしたいと思っております。自戒の面も含めて、これは文化庁とスポーツ庁で部活動のあり方が違うというのが、初めてわかりましたが、これは文部科学省からはこういう提案というものはないのでしょうか。

○学校教育課長

文部科学省からはないです。

○中原委員

となりますと、おそらくスポーツ庁からの運動部活動のあり方に対する総合的なガイドラインは、つまりは大学も高校も、というくくりでのスポーツ庁の発信ですね。

○学校教育課長

そうなると思います。

○中原委員

含めて、県は高校もいわゆる大学、公立大学も含めての部活動のあり方になっていって、都城市においては義務教育の範囲の中でのガイドラインという認識でいいのですか。

全体的な運動活動のガイドラインに沿って、小・中学校もということですね。

○学校教育課長

結局は市町村に任されているのだというのが、結論なのですけれども。最初おっしゃっていただいた学校長の方針なのですが、これもおっしゃるとおりだと思って、統一できるものはしていきたいと思っておりますので、ぜひ、中学校の校長会がまたあるので、そこでまたお話をさせていただいて、できるだけそういう方向で。ただ、学校の実態が違う部分があるので、そこはどうしても違うところが出てくるかもしれませんけれども、できるだけそろえていきたいと思っております。

ご指摘ありがとうございます。

○中原委員

毎年度となっておりますので、毎年、毎年変わると大変だと思ひまして。

○教育長

外にはございませんか。

○濱田委員

最初に小さな点なのですが、都城市教育委員会部活動のあり方に関する方針案のこの方針策定の趣旨とありますが、8 行目のカンショウがちよっと字が違うのです。文字化けだと思います。

○学校教育課長

これは目次ではなく、実際の文章のところですか。 対照表ですか。

○濱田委員

今のページの 8 行目、文字が、干渉となっています。

○学校教育課長

カンショウは金偏の、鑑賞です。ありがとうございます。

○濱田委員

今回、ここで決められるのは大きな方針みたいなことで、細かい話はこれからですか。例えば、指導員を地域から募るとか、そういうことの決まりや、研修を行うときに何を話すかということも含めて、それのものになる決まりのようなものは、おそらく、これから作るということですね。

○学校教育課長

基本的には、これをもとに、各学校動いていただこうとは思っております。今、中原委員からありました学校長の方針だとか、そういったことはこれを受けて考えていただいたり、細かい部分は出てきますけれども、全体的、基本的にはこれでしっかりやっていただくということに、それをお示ししたということになります。

○濱田委員

先ほど同じにしたほうがいいのかということでしたが、今の様なやり方ですと、学校間で違うとなりませんか。

○学校教育課長

それも一つの大きな目的でございました。

○濱田委員

情報関係の部活動というのは、文科系になるのですか。

○教育長

情報と言われますと、例えばどんな。

○濱田委員

パソコンのプログラミングだとか、そういう部活動もありますよね。

○学校教育課長

文科系になると思いますが、現在では、小学校、中学校では聞いていないですね。よく聞くのは吹奏楽とか、合唱部とか、高校あたりになってくるのかもしれませんが、そのへんの細かいところを共通理解していきたいと思います。

○濱田委員

議案第 35 号の旧姓の使用取扱のところの、23 の時間割表、24 の学級日誌というのが消されてますが、ご説明いただきましたけれども、それほど大事ではないということですか。

○学校教育課長

旧姓使用取り扱い規定というのは、旧姓を使ってもいいかということなので、使ってもいい内容が別表でずらっとあるわけです。その中で、時間割表とか学級日誌というのは非常に簡易なもので、一番下にあるその他法令等に基づかない文書で、校長が認めるものにも含まれるのではないかという認識で、そこへんは削除しようということで、逆に、重い公簿となるような学校日誌とかそういうものがなかったのもので、そちらを入れたほうがいいかなということで変更いたしました。

○濱田委員

そうしますと、どちらでもいいということなのですか。

○学校教育課長

どちらでもいいと言うのは。

○濱田委員

旧姓を使おうが、新しい姓を使おうが。

○学校教育課長

それはご本人様。

○濱田委員

本人次第ですか。

○学校教育課長

あくまでも本人が旧姓を使いたいといったときに、こういうところでは使えますよというもののなので、それを認めるということでございます。

○赤松委員

旧姓使用というのはいつオーケーになったのですか。

○教育長

もともとの旧姓使用の文書自体はどのぐらい前のものでしたか。

○学校教育課長

随分前です。かなり前だとは思いますが。

○赤松委員

そのときに、本来、実名でなければならなかったものが、旧姓を使用することが可能になり、その際ルールを変更せねばならなかったところを、ちょっとうっかりしていたということで、現時点で変更しなければいけなくなったと私は読ませてもらったのですがそれでよろしいですか。

○学校教育課長

実はおっしゃるとおりで、これは最近、本年度なのですけれども、旅行命令書と旅費請求があったのです。これは旧姓でいいかということで問い合わせがあって、これを確認したら、項目にないということで、できないということで、慌てて、これはもう一回見直さないといけないということです。合わせてこれが訓令になるということは非常にありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

ほかにはないでしょうか。

○岡村委員

旧姓使用ということで、異動人事も旧姓でされるわけですね。

○学校教育課長

本人がそれでお願いしますということであれば。

○濱田委員

毎回変わるとか、そういうことはしてはいないですか。

○学校教育課長

ころころ変わると辛いものがありますけれども。

○教育長

これは年にいっぺん、旧姓使用の申立ができますので、最初にそれをやれば 1 年間はそれで使用します。よろしかったでしょうか。

それでは、議案第 34 号、第 35 号を原案のとおりお願いしまして、第 36 号につきましては、また今後審議を行うという形で、2 月の定例教育委員会で最終審議をするということでよろしくお願いいたします。

11 その他

○教育長

では引き続きですが、各課からの連絡事項としまして、学校教育課からお願いしたいと思います。

○学校教育課長

それでは、時間が押しておりますので、かいつまんでご説明させていただきます。

中学校体育大会の開催期日の変更につきましてですが、まず、現状についてとありますけれども、最初にありますように、中学校体育大会というのは今、9 月の第 2 日曜日に開催しておりますが、校長会のほうから第 2 週は暑い、第 2 週が暑いというよりも第 2 週にいくまでの練習がさらに暑い時期になりますので、それが大変だということで、1 週間延ばしたいという申し出がありました。参考に書いてありますが、そういった状況で、生徒の負担も大きいといったことがありましたので、こちらで検討しようと思ったのですが、

2 の問題点にありますように、まず、1 つ目は、第 4 週がどうしても中体連なのです。なので、第 3 週に持っていくことは可能なのですが、第 4 週に持っていくことはできない状況にある。もう 1 つは、第 3 週に持っていくたらどうなるかという、敬老会と重なったということになりました。これまでずっと関係各課、色々なところで話をさせていただきまして、結論としまして、今後の対応なのですが、一番下なのですが、来年度、平成 31 年度につきましては第 3 土曜日、第 4 日曜日、第 2 日曜日のいずれかの日程の開催でお願いしたいと思っています。これは今から、中学校長会で詰めていきます。できるだけ統一していきたいと思います。

先ほど、第 4 日曜日のことを言いましたけれども、来年度は日曜日が 5 日あるのです。なので中体連が最後ですので、第 4 日曜日が可能ということになります。もう 1 点、平成 32 年度以降なのですが、これにつきましては、学校が学校運営協議会等でしっかり協議をして、あるいは我々もしっかりやりますけれども、自治公民館長会とか、自治公民館等の地域の円満な了解が得られた場合のみに、第 3 日曜日に開催もできるというような方向にしていこうように学校に対して、指導助言していこうかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長

そういうような方向性をもっていくということで、どの時期になるかというのは各学校によってこれから決まってくると思いますが、同一日ではなくなる可能性はあるということです。

これについて何かご意見はありますか。

○中原委員

1 週間でどれだけ暑さが違うのかなというのがまず 1 点、練習量も含め、熱中症対策。逆に第 2 週になった経緯は何だったのかということも思いました。これも小学校と中学校の考え方の違いだと思うのですが、今、段々小学校も 5 月というのが運動会が増えてきて、むしろ小学校のほうが幼稚園、保育園から上がってくる 1 年生、もともと考えると暑いというのが、とても信じられない。幼稚園などでも 5 月の運動会とか、とても想像ができないですが、それでも小学校が少しずつ体育館などの工事の都合もあるのですが、それを考えますと、まだまだ中学生は大人だと、夏休み明けで短期間でというのは十分可能なのかというのもあるので、そのことが上がったのは何か別の理由があるのではないかと心がゆがんでいるものから、斜めからものを見てしまうもので、これを議論するのは、こちらの教育委員会のほうでこの日にしてくださいと発信するのもまたいいのかと思ったりしたのですが。

○学校教育課長

この資料だけでいきますと、確かに暑さしか出ていないので、おっしゃることはよくわかるのですが、実は中原委員おっしゃるとおりでございます。ほかの理由がありまして、例えば、9 月の第 2 日曜日に持っていくと、結局、練習のスタートが 9 月の第 1 週から練習しないといけないのです。時間が足りないと。そうすると、9 月の最初というのは 2 学期が始まってすぐですので、まず、中学校は夏休み明けのテストがあります。そういったことで、しっかりやらないといけない。生徒は頑張らないといけない。それから、特別な支援を要する子どもさんが今、大分多くなっていますが、その子どもたちがすぐ対応できるかどうか。やはり、体育大会はあの子どもたちにとって、一世一代ではないのですが、非常に重みを持っているものだと私は思っています。勉強だけじゃない、私が言うと語弊があるかもしれませんが、運動で頑張ろうという子もいるわけです。そういった子を救うのに、ばたばたして、はいやってということでやりこなす行事は、教育的に意義はないかなと思っていますので、そうするとたった 1 週間なのですが、たった 1 週間延ばすことで子どもたちはゆとりができるわけです。それを示したのがこの表なのですが、負担が違う、全然違うのです。1.5 倍というのは。だからそういったことを考えますと、少しでも子どもたちのためになるのだったら、1 週間は大きいかなと。暑さは確かに変わらないかもしれませんが、延ばすことによって教育的意義が大きくなっていくかなと考えているところでございます。

○教育長

最後の質問の中で、教育委員会がこの日にやってくださいと言ったほうがいいのではないかとのご意見

があったのですけれども、それについてはいかがですか。

○学校教育課長

ぜひそうしたいところなのですが、なかなか学校の事情とか、第 3 日曜日に開催なると敬老会のこともありますから、そこを十分精査して、最初は連携をとりながらやっていこうと思います。中学校長と連絡を連携しながらやっていて、ある程度めどが見えたら、一緒にこの日でいこうとまとめたという気持ちではあります。

○教育長

最終決定権は校長にあるんですね。

○学校教育課長

そうですね、学校行事です。

○教育長

それともう 1 つありました。5 月開催について。

○学校教育課長

確かにそれも考えました。ただそこで、中学校長会で出たのは、4 月になりました。特に新一年生になって、学級をまとめないといけないという 4 月の時期、そして、テストもある、クラスが新しくなる、友達も新しくなる、色々なことを想定したときに、4 月は学級をがっちり固めたいと。それを 5 月の開催になって、さあ運動会いくぞと、そこはちょっと厳しいかなということと、教育課程をいじることは非常に大きいことなので、5 月に持っていったって、修学旅行どうするかとか、文化祭をどうするかとか、色々なことが付随してきますので、十分話はしたのですが、9 月開催が妥当かなということでした。逆に小学校は、おっしゃいましたが、上長飯小学校は校舎改築でその年は 5 月に持っていかなければならなかったんですけど、最初は、みんな反対したのです。反対というか、えーっということだったので、次の年はやったらいいじゃん、1 年生でも頑張れるじゃんとなって、今上長飯小学校は 5 月で統一しました。そういったこともあるので、一概には言えないのですけれども、中学校長会としてはそういう意見を聞きました。

○中原委員

中学校でも 5 月というのは小学校にしる、中学校にしる、どうかなと思います。よくよく見てみると、5 月開催のところはプログラムが少ないと思います。10 月開催、9 月開催と比べてですね。とても揃わないと思いますので、そこも一つ。親御さんが何をもってそれが良かったというのか、本当に練習が簡単でできるものであるなら 5 月でも可能になると思うのですけれども、本当に何をもっての運動会なのかというのはどうかなと思っていて、中高の場合は体育祭ですので、先ほどの運動部活動の議案でもありましたけれども、第 3 日曜日は家庭の日というのがこの日程の中で第 3 日曜日に、ここで運動会となると、少し反発を生むかなという懸念もございますので、十分な検討が必要かなと思います。これが中学校ってどうでしたか、ご家族も参加されるのですでしたか、であれば家庭の日でも。

○学校教育課長

逆に家族とふれあう日ということにはつながるかなと思っていたのですけれども。

○中原委員

ちょっと難しいなと思って眺めていたのですけれども。

○学校教育課長

そのへんも含めて、会議を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○教育長

よろしかったでしょうか。

それではありがとうございました。

○2月定例教育委員会日程について

日程 平成31年2月1日(金) 午後1時30分～

会場 市役所南別館3階委員会室

以上で、1月の定例教育委員会を終了いたします。